

資料 4

排水基準（排水基準を定める省令（S46.6.21 総理府令第35号））

① 有害物質（別表第1）

項 目	許容限度 (mg/L)	項 目	許容限度 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
シアン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機燐化合物* ¹	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
鉛及びその化合物	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02
六価クロム化合物	0.2* ²	チウラム	0.06
砒素及びその化合物	0.1	シマジン	0.03
総水銀* ³	0.005	チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.003	セレン及びその化合物	0.1
トリクロロエチレン	0.1	ほう素及びその化合物	10
テトラクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物	8
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100* ⁴
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04		
1,1-ジクロロエチレン	1	1,4-ジオキサン	0.5

(注)*¹ パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

*² 令和6年4月1日（改正施行日）において現に特定施設を設置している特定事業場については令和6年9月30日まで（水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している既設の特定事業場については令和7年3月31日まで）、従前の排水基準（0.5mg/L）が適用される。

*³ 総水銀とは水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物をいう。

*⁴ アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

② 生活環境項目（別表第2）（抜粋）

項 目	許容限度 (mg/L)	項 目	許容限度 (mg/L)
水素イオン濃度（pH）	5.8~8.6	亜鉛含有量	2
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（120）	溶解性鉄含有量	10
浮遊物質（SS）	200（150）	溶解性マンガン含有量	10
n-ヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	5	クロム含有量	2
（動植物油脂類）	30	大腸菌数* ¹	(800) (CFU/mL)* ²
フェノール類含有量	5	窒素含有量	120（60）
銅含有量	3	燐含有量	16（8）

(注)*¹ 令和7年4月1日より適用。令和7年3月31日までは、大腸菌群数（3000）（個/cm³）が適用される。

*² CFU：コロニー形成単位（Colony Forming Unit の略）

*³ 許容限度の（ ）は日間平均値。

*⁴ この表の排水基準は日平均排水量が50m³/日以上以上の工場、事業場に適用。

*⁵ 海域及び湖沼に排出される場合の排水基準は記載していない。